

意見書（案）第28号

コロナ禍における高齢者・障がい者施設や医療施設での面会の確保を  
求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和4年9月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	伊 沢 けい子
賛成者	〃	嶋 崎 英 治
〃	〃	野 村 羊 子

## コロナ禍における高齢者・障がい者施設や医療施設での面会の確保を 求める意見書

新型コロナウイルス感染防止対策下においても、有料老人ホームやサービス付高齢者住宅等（以下「社会福祉施設」という。）に入所または医療施設に入院している高齢者・障がい者・患者にとって、親族や支援者との面会の機会を確保することは、その心身の安定や機能低下の防止、適切な身上保護のための重要な権利・利益である。本市においても、介護や看護に携わっている家族などから面会を求める痛切な声が上がっている。

よって、本市議会は、国会、政府及び東京都に対し、社会福祉施設や医療施設における面会の機会を確保するための措置を講ずる下記事項を要望する。

### 記

- 1 国及び東京都は、感染防止対策下においても、可能な限り面会の機会を確保することを原則とした上で、面会時の感染リスクに関する最新の知見と必要な調査・分析に基づき、地域の感染状況に応じた面会の機会の確保のための具体的な諸方策を適時適切に提供すること。あわせて、社会福祉施設・医療施設での面会実施のための物的設備を整備、または人員を配置する上で必要な財政的支援や介護報酬・診療報酬等の加算の措置を講じること。
- 2 社会福祉施設・医療施設が加盟する各業種別団体は、面会の機会を確保することの重要性を周知すること。あわせて、感染防止対策を図りながら社会福祉施設・医療施設の種別に応じた面会の機会を確保するための具体的方策を示したマニュアル等を作成して情報提供するとともに、各現場からの相談に対応し必要な助言を行う体制を整えること。
- 3 社会福祉施設・医療施設は、高齢者や障がい者にとって面会機会の確保が権利・利益であることを十分に考慮し、必要な物的・人的体制整備を行い、地域の状況に応じて、感染防止と面会機会の確保のバランスの取れた対応を行うよう努め、一律の面会禁止を行うなど画一的な対応を講じることのないようにすること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年9月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち